

第7章 おわりに

本研究は、少年院出院者とその保護者を対象に、少年院出院時とその6か月後のそれぞれの意識調査で得られた回答を基に、少年と保護者の現状と抱えている課題等を明らかにし、少年と保護者に対しての必要な支援内容を把握することを目的に分析を試みたものである。本章では、本研究を通して明らかになった現状や問題点等を踏まえて、それらに対する今後の対応策等について考察することとする。

1 少年と保護者の実像

従来の研究においては、非行少年の特徴を明らかにしたものが多かったが、本研究では、第2章で少年院出院者とその保護者の実態を明らかにした。

少年の具体的な特徴は、次のとおりである。

- ① 出院時の年齢は、男子が17.7歳、女子が17.5歳(2-1-1表)であった。
- ② 本件非行時の教育程度は、中学卒業又は高校中退の者が、中学・高校在学中の者を除いた総数の約9割を占めていた(2-1-4表)。
- ③ 家族と同居している者は約85%であり、女子の4分の1の者が家族と同居していなかった(2-1-5表)。
- ④ 本件非行時に学生・生徒であった者を除いた総数の約半数の者は無職であり、女子の4分の3が無職であった(2-1-6表)。
- ⑤ 少年の生育環境では施設生活歴がある者は11.9%であり(2-1-8表)、いじめの被害経験のある者は21.0%であった(2-1-8表)。
- ⑥ 初発非行については男女ともに9割以上の者が中学生までに行っており、小学生までに行っている者も4割台に及んでいるなど、低年齢で問題行動を起こしている者が少なくない(2-1-8表)。

本研究における保護者の特徴は、次のとおりである。

- ① 少年と保護者の家族関係として、保護者が実父母の者は31.7%、実母のみは40.7%、実父のみは11.6%、養父母を含むの両親は11.9%であった(2-2-1表)。
- ② 少年の出生時から少年院入院時までの間に、保護者が離婚を経験した割合は62.5%であり、

そのうち約15%の少年は複数回の両親の離婚を経験している(2-2-4表)。

- ③ 保護者が無職の者は13.9%であり(2-2-2表)、生活保護受給世帯は男子9.0%、女子15.4%であった(全国平均3.2%)。
- ④ 4分の1の家庭で経済状況が貧困であった(2-2-3表)。
- ⑤ 2割の少年に被虐待歴があり、女子に至っては約4割の少年に被虐待歴が認められた(2-2-5表)。

2 少年と保護者の認識

本研究では、非行の原因、出院時の不安と出院後に実際に直面した問題、家庭や家族の状況、養育態度等に関する質問紙調査を実施し、少年とその保護者がそれぞれの項目にどのような認識を有しているかについて把握することができた。さらには、第1回調査と第2回調査の結果の比較を通して、その認識の変化についても把握することができた。

その結果を要約すると、少年は、非行の原因を自分自身にあると捉えているが(3-1-1図①)、保護者は、少年自身だけでなく、家庭や学校、友だち、学校や職場等多方面に非行の原因があると考えていること(3-1-1図)、少年・保護者共に、出院時に不安に思っていたことについて、出院後の生活においては、実際には直面しないものが多かったこと(3-3-1図、3-3-4図)、一方で、少年・保護者共に就労関係や家族関係については問題を抱えた者が少なくなかったこと(3-3-4図)、養育態度についての認識には、親子の間には相当な認識のずれが見られたこと(4-2-3図)、少年の問題行動等について、保護者が指導したと回答した少年は多く、保護者自身も注意指導していたと認識している者が多かったこと(3-2-1図、3-2-2図)、保護者は、少年が本件非行に至るまでの自身の更生支援的行動について、少年が感じているよりも厳しく評価し、出院後はより積極的に少年の更生を支えようと考えていること(3-4-1図)、少年は、出院時には、家族仲が悪いと回答する割合が高かったが(4-1-1図)、6か月後には、家庭や家族の状況が出院時よりもよくなったと感じている傾向が見られたこと(4-1-6表)、その一方で、出院6か月後の保護者の養育態度の改善や更生支援的行動については、少年は保護者自身が思っているほどには評価していなかったこと(4-2-4図、3-4-3図)、さらには少年・保護者共に、家族関係については実際の生活において困難を感じるものが少なくないこと(4-1-4図)等が、意識調査から判明した。

また、出院時・出院6か月後共に、大多数の親子が、問題を抱えた際には誰かに相談する意思を持っていたが、保護者や友達など定まった相談相手を持っている少年と比べて、保護者は保護観察官や保護司に相談した割合が最も高かったが、相談相手には散らばりが見られた(5-1-6図)。

また、親子共に支援のニーズの高さがうかがわれた（5-2-1 図）が、特に、保護者において必要とする支援は、相談、保護観察終了後の支援、ワンストップサービス等多岐にわたり、しかも比較的長期にわたる継続的な支援を必要としている実態が明らかになった（5-2-1 図）。

一方で、少数ではあるが相談する意思に乏しく、実際に問題や困難を抱えても相談をしない親子の存在も認められた（5-1-1 図、5-1-4 図）。

3 少年と保護者の認識についての考察

前記2のとおり、少年とその保護者の認識の全体的な特徴を見る中で、各調査項目において、両者の認識に差があることが多い場合や否定的な認識を示す傾向がある場合の属性として、①女子少年と虐待歴のある少年が明らかになった。そこでこの2つの属性に焦点をあてて考察する。

（1）女子少年

女子少年は、男子少年と比べて、被虐待歴を有する者の割合が高い（2-2-5 表）ことも背景にあり、男子少年に比べて、非行の原因が家庭や家族にあったとする傾向が認められた（3-1-2 図）。また、少年院出院時にあっても、女子少年とその保護者は、家族とうまく生活していくことについて不安に思っている（3-3-2 図）傾向が見られた。

出院後の生活では、女子少年の保護者は、男子少年の保護者に比べて、少年のために更生支援をしていると認識している傾向がうかがわれた（3-4-4 図）が、女子少年は、男子少年に比べて、保護者の養育態度（4-2-5 図）や家庭や家族の状況（4-1-5 図）を否定的に捉える傾向が見られた。同様に、女子少年の保護者においても、男子少年の保護者に比べて、家族関係の問題に直面したと回答した割合が高かった（3-3-5 図）。

相談に対する意識についても、女子少年は、先に見たように家庭や家族の状況や保護者の養育態度について、男子少年と比べて否定的に捉えがちな傾向が認められた（4-1-5 図、4-2-5 図）ものの、男子少年と同様に、保護者を相談相手として頼りにしている（5-1-3 図）傾向がうかがえた。また、必要な支援については、男子少年の保護者と女子少年の保護者の間には差異は見られなかった（5-2-2 図）が、女子少年は、男子少年と比べて、気軽な相談相手や安心できる居場所が必要だと考えており（5-2-2-図）、担当保護観察官においても、女子少年は男子少年に比べて各種支援の必要性が高い（5-2-4 図）と認識している傾向がうかがわれた。

（2）被虐待歴のある少年

本調査における被虐待歴については、少年院において少年自身の申告等により、作成された記録を基にしたものであることから、被虐待歴の有無について必ずしも十分に確認できているとは

限らないものの、被虐待歴のある少年とその保護者とでは、過去の虐待に対して少年の方が深刻であったと認識していること（4-2-1 図）が明らかになった。また、非行の原因として「家庭や家族」の問題があったとする認識の有意差は、被虐待歴のある少年とその他の少年の間には見られたが、被虐待歴のある少年の保護者とその他の保護者の間には認められなかった（巻末資料 3-1）。

出院時においても、被虐待歴のある少年は、その他の少年と比べて、少年院入院前の保護者の養育態度に満足しておらず（巻末資料 4-3）、出院時の家庭や家族の状況を全般的に悪いと認識しており（巻末資料 4-1）、家族とうまく生活していくことに不安を持ち（巻末資料 3-3）、出院後に保護者が更生支援的行動をとってくれたとは認識していない傾向も見られる（巻末資料 3-5）とともに、出院後の保護者の更生支援的行動に期待をしていない傾向も見られた（巻末資料 3-6）。

相談に対する意識については、被虐待歴のある少年の保護者は、困ったことがあった際の相談相手として、その他の保護者と比べて、家族等の身近な相談先の候補が乏しい様子がうかがえ（巻末資料 5-1）、実際の相談行動でも、身近な他者への相談には消極的であり（巻末資料 5-2）、悩みなどを周囲に相談していない傾向がうかがえた。

4 出院後の少年の変化についての考察

本研究では、少年とその保護者に対して、出院時と出院後 6 か月後に意識調査を行ったことから、時間の経過による両者の認識の変化を把握することができた。また、少年に関しては、担当する保護観察官によって、保護観察開始時と出院後 6 か月後のそれぞれの時点における評定を行ったことから、第三者である保護観察官の目を通しての出院後の少年の変化を検討することも可能となった。

出院後の少年の変化に関しては、交友関係、就労・就学関係及び家族関係の各領域において、肯定的な方向に変化したと評定される者が 3 割から 4 割程度を占めている一方で、6 か月間という短期間でありながら、否定的な方向へと変化したと評定される者も 1 割程度いることが示された。また、こうした変化に影響を与える可能性のある幾つかの要因が見出された。具体的には、被虐待歴を有する少年は、交友関係及び就労・就学関係の領域において、被虐待歴を有しない少年と比べて、出院後 6 か月間の問題が改善するよりも悪化したと評定されやすいことが示された。このことは、少年院という行動規範が明確で、適切な支援者・監督者もいる環境においては、良好な院内適応を示し、出院時には前向きな姿勢が認められていたとしても、被虐待歴を有するような、身近な家族との関係性において根深い葛藤を抱えている場合、社会復帰後、短期間に生活

を崩し、問題が悪化するおそれがあることを示唆するものであり、特に、こうした少年たちの円滑な社会復帰のためには、出院後の不安定な時期に継続的な支援が必要であると考えられる。

さらに、保護者の少年に対する支援について、「就職先の紹介や学校への入学手続など、具体的な支援をすること。」や「子どもが頑張っているときに、ほめたり、励ましたりして、頑張りを認めること。」という項目と比べて、「家の片付けをするなど、生活環境をよくすること。」といった生活環境を改善して少年を迎え入れようとする姿勢が、出院後の就労・就学の問題解決に影響を与えている可能性が示された。こうした結果は、言葉による支援や具体的な支援の必要性を否定するものではないが、地道な受入態勢の整備が、少年の肯定的な方向への変化をもたらす上で寄与している可能性が見いだされた。

5 少年と保護者に対する指導や支援についての考察

少年とその保護者が必要としている指導や支援に対する認識を踏まえて、少年の更生につながる指導や支援の在り方について考察する。

前記1の少年と保護者の実像で示したように、初発非行については4割台の少年が小学生までに行っていることが明らかになったが、その一方で、本研究において、少年の家族関係は不安定な状況であり、家庭内における更生支援的な働き掛けが脆弱である面がうかがわれた上、相談する意思の乏しい少年と保護者の存在も明らかになったことから、低年齢期における非行については、早期に非行の芽を摘むという観点から、学校、児童相談所、地域の各種団体等が、少年の保護者と接触して、家族関係を把握して更生支援的な働き掛けを積極的に行うことが重要である。

また、本研究での意識調査の結果、家族関係については、他の事柄に比べ、出院時に不安を感じていなかったとしても、実際には問題に直面しやすいことが明らかになった(3-3-7表)。そのため、少年院や保護観察所においては、今まで以上に、少年院での面会・通信等から得られた情報や保護観察官による環境調整等によって得られた情報等を基に、少年院在院時にこれまで直面してきた問題や出院後に直面するであろう問題をしっかり考えさせ、具体的な解決策が見つけられるよう支援するとともに、出院後においても、一定期間家族関係の維持への継続的な把握及び支援が重要であると思われる。

その際、保護者の養育態度や更生支援的行動の在り方については、保護者が更生支援的に行動するほど6か月後の少年の生活状況が良好になる可能性が示唆されていること(3-4-6表, 3-4-7表)、家族仲が良いことが少年の自己評価を良好に保たせる可能性が示唆されていること(4-1-9図)、養育態度や更生支援的行動については、保護者と少年の間で認識のずれが生じやすいこと

(3-4-5 表, 4-2-6 表) 等を踏まえ、家族関係を良好に保ち、少年の生活に好ましい影響を与えると考えられる更生支援的行動をより有効なものとするために、養育態度や更生支援的行動についての親子の認識のずれを小さくする働き掛けを考えることが重要と考えられる。そのためには、少年院での保護者との面談の際などに、少年が保護者の問題だと感じている点、保護者に認めて欲しいと思っている点等を保護者に伝え、少年とその保護者間の認識の隔りの解消に向けた働き掛けをすることが必要となると思われる。

加えて、出院時に不安に思っていたことに出院後直面しても、特に相談しなかったという者が少なからずいたことが今回明らかになったこと(5-1-5 表)から、出院の時点で相談する者がいない者、相談する意思が乏しい者、相談する力が乏しい者については、周囲からのサポートを引き出す力を身につけさせる働き掛けが必要と思われる。その際、相談の窓口となる者としては、非行を抑止する要因となる心のブレーキとして挙げられている「父母」、「恋人や妻(夫)」、「友だちや仲間」や「その他の家族」等の親族の他、約5%の少年が「少年院の生活や先生」を挙げていること(3-5-1 図)から、保護観察の必要に応じて、少年や保護者と信頼関係を築いた少年院の教官が直接相談にかかわる仕組みを拡大・充実していくことも有効であると考えられる。

さらに、出院後、保護者の更生支援的行動をより有効なものとするために、保護観察官や保護司による保護者との面接等の機会を設けるなどして、保護観察官や保護司が、保護者の養育態度や更生支援的行動について具体的に把握し、その努力を評価し、保護者に対する支援的な働き掛けを継続すること、保護者による少年への言葉の掛け方や注意指導のタイミングなど、より良い注意指導の仕方を具体的に助言していくことなどが、有効な支援策として考えられる。また、保護者が少年の更生に資するよう努力していることが少年に具体的に伝わるように支援することは、少年が保護者に否定的な認識を持っている場合、それを修正するためにも有効であると考えられる。

相談・支援体制については、保護者は、相談相手として保護観察官や保護司を頼りにしていることがうかがえた一方で、少年は、少年院出院時は、保護観察官や保護司に相談したいとする者が8割近くいたものの、実際に問題に直面した者のうち相談した者は約1割にとどまったこと、警察や市役所などの公的機関にも積極的に相談しているとは言えないことが明らかになった

(5-1-6 図)。少年・保護者共に、今後必要な支援として最も多かったのが、気軽に相談できる相手であったこと(5-2-1 図)から、これまで以上に相談しやすい環境づくりを検討したり、保護観察所における保護者の相談会や、保護者が子どもと接する方法を学ぶ機会等を設けることなどが考えられる。さらに、少年や保護者が、保護観察期間終了後も相談先を失わないよう、ニーズ

のある者に対しては、保護観察終了後も専門家につなげる仕組みを構築するために、必要に応じて少年院在院中の早い段階から、相談相手となりうる適切な公的機関や専門家を少年や保護者に紹介したり、これらの機関等と連携した支援体制を整えることが重要である。

6 今後の課題

法務総合研究所では、今回の調査研究を基礎として、今後も、少年院出院者に対して長期間の追跡調査を実施することとしている。

今後、一定期間経過後の再非行の有無や少年を取り巻く環境、少年とその保護者の意識の変化等について調査することにより、少年の立ち直りに寄与する要因や、立ち直りを阻害する要因が明らかになることが期待される。このような調査分析を通じて、少年院や保護観察における少年に対する効果的な処遇の在り方やその保護者に対する効果的な支援の在り方について、実務上の有意義な示唆をもたらすことができると考えられる。